

## 奈良県食肉センター業務規程

### (趣 旨)

第1条 この業務規程は、と畜場法（昭和28年法律第114号。以下「法」という。）に基づき、奈良県食肉センター（以下「センター」という。）の業務運営、施設の管理及びその他必要な事項を定めるものとする。

### (設 置)

第2条 センターは、公益財団法人奈良県食肉公社（以下「この法人」という。）が、食用に供する目的で獣畜処理を行うための施設として設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	奈良県食肉センター
位置	大和郡山市丹後庄町475-1

### (開場の期日)

第3条 センターは、次に掲げる休業日を除き、毎日開場するものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項及び第2項、第3項に規定する休日
- (2) 12月29日から同月31日並びに1月2日及び同月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、休業日に臨時に開場し、又は休業日以外の日を開場しないことができる。

### (開場時間)

第4条 センターの開場時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

### (獣畜の搬入、搬出等の受付)

第5条 前2条の規定にかかわらず、理事長が必要があると認めるときは、休業日又は開場時間外において獣畜の搬入、搬出等の受付を行うことができる。

(使用の許可)

第6条 センターを使用し、獣畜をとさつ解体する者は、別紙様式により理事長の許可を受けなければならない。

2 前項に基づく使用許可にあつては、許可書を発しないものとする。

(使用料及び手数料)

第7条 前条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料及び手数料(冷蔵保管料含む。)(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

2 既納の使用料等は、これを返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 理事長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料等を減免することができる。

4 使用者がセンターにおいて使用する電気、ガス、上下水道、電話等の費用で理事長の指定するものは、使用者の負担とする。

5 この規程に定めるもののほか、使用料等及び前項の費用の負担に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(食肉処理業等の承認)

第8条 センターで食肉処理業等を営もうとする者は、別に定める様式により理事長の承認を受けなければならない。

(許可または承認の取消し等)

第9条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、使用者及び前条の承認を受けた者(以下「承認を受けた者」という。)に対し、その許可若しくは承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

(1) 災害の予防、公害の防止、衛生の確保その他センターの秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるとき。

(2) 使用者及び承認を受けた者が、法その他の法令又はこの業務規程に違反したとき。

(3) その他センターの管理上、理事長が必要と認めるとき。

(センターへの出入り等に対する指示)

第10条 センターへの出入り、獣畜の搬入、搬出等については、理事長の指示に従わなければならない。

2 理事長は、前項の指示に従わない者に対しては、センターへの出入り、獣畜の搬入、搬出等を禁止することができる。

(秩序の保持等)

第11条 センターへ入場する者(以下「入場者」という。)は、センターの秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 理事長は、センターの秩序の保持又は公共の利益の保全を図るために必要があると認めるときは、入場者に対し入場の禁止その他必要な措置をとることができる。

(環境の保持等)

第12条 入場者は、センターの清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、入場者に対し、センターの清潔な環境を保持するために必要な措置をとることができる。

(要領への委任)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

## 附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別 表（第 7 条 関 係）

種 別		料 金
と畜解体施設 使用料	普通と畜	牛・馬（生後 1 年以上） 1 頭につき 1, 1 0 0 円  牛・馬（生後 1 年未満） 1 頭につき 5 5 0 円  豚・めん羊・山羊 1 頭につき 5 5 0 円
	病畜と畜	普通と畜の 2 倍に相当する額
と畜解体手数料	普通と畜	牛・馬 1 頭につき 5, 5 0 0 円  豚・めん羊・山羊 1 頭につき 8 8 0 円
	病畜と畜	普通と畜の 2 倍に相当する額
冷蔵保管料	上場	牛・馬 1 頭につき 3 9 6 円  豚・めん羊・山羊 1 頭につき 1 6 5 円
	自家割	牛・馬 1 頭につき 5 5 0 円  豚・めん羊・山羊 1 頭につき 2 2 0 円